

船舶事故調査報告書

平成30年5月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年7月31日 10時25分ごろ
発生場所	宮城県石巻市金華山 ^{きんか} 東方沖 金華山灯台から真方位087° 97.0海里（M）付近 （概位 北緯38° 21.0′ 東経143° 38.0′）
事故の概要	漁船第三十一日東丸 ^{にっとう} は、揚網作業中、引き上げた網が巻取クレーンから甲板上に落下し、網の整理作業を行っていた甲板員1人が、網が頭部に当たり負傷した。
事故調査の経過	平成29年11月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十一日東丸、325トン 141813、日東水産株式会社 66.42m×11.60m×6.68m、鋼 ディーゼル機関、2,942kW、平成24年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 38歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成17年11月30日 免状交付年月日 平成28年4月6日 免状有効期間満了日 平成32年11月29日 漁労長 男性 65歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和49年12月20日 免状交付年月日 平成27年3月6日 免状有効期間満了日 平成32年3月13日 甲板員A 男性 38歳 海技免状等 なし
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3 海象：波高 1m
事故の経過	本船は、船長、漁労長及び甲板員Aほか20人が乗り組み、金華山

	<p>東方沖においてまき網漁の操業を行っていた。</p> <p>本船は、7月31日08時30分ごろから2回目の投網を開始し、10時00分ごろから揚網を開始した。</p> <p>甲板員Aは、左舷船尾付近の後部甲板上で、巻上機で揚げて巻取クレーンで吊り上げ、甲板上に下ろした網の整理作業を他の甲板員数名と共に進めていた。</p> <p>甲板員Aは、手元を見ながら作業していたところ、10時25分ごろ、絡まって塊になった状態で上がってきた網が巻取クレーンから甲板員Aの頭上に落下し、甲板員Aが頭部を負傷した。</p> <p>そばで作業をしていた他の甲板員は、異変に気づき、大声で周りに知らせた。</p> <p>漁労長は、大声を聞いて異変に気づき、直ちに操作していた巻上機等を停止させた。</p> <p>船長は、巻上機等が停止した後、他の甲板員と協力して、担架で甲板員Aを船橋構造物後部の甲板に運んだ。</p> <p>甲板員Aは、しばらく意識がなく、担架で運ばれているときに回復したものの、激しい嘔吐感があり、左半身に感覚がないと感じた。</p> <p>船長及び漁労長は、網を揚収後船橋に上がり、船舶所有者に本事故の発生を報告し、船舶所有者が海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、医療機関に相談した結果、石巻港まで帰港することを決定し、船舶所有者に船舶電話で救急車の要請を依頼した。</p> <p>甲板員Aは、本船が18時30分ごろ石巻港に到着したのち、待機していた救急車で宮城県石巻市にある病院に搬送され、非骨傷性頸髄損傷と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 甲板員Aの作業位置図、写真1 後部甲板、写真2 甲板員Aの配置、写真3 揚網作業状況参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、ふだんの揚網時、漁労長が後部マストにある巻上機の操作、通信長が船橋で通信、船長及び甲板員Aほか全員で網の整理作業を行っていた。</p> <p>本船は、漁労長が揚網の指揮をとっており、本事故当時も漁労長の指揮で各作業が行われていた。</p> <p>本船に新しく乗船した者に対する指導は、乗組員が漁をしながら行っていた。</p> <p>船長、甲板員Aほか甲板上で作業をしていた者は、網の整理作業を行っていたので手元を見ており、網が塊の状態が上がってきたことに気付かなかった。</p> <p>本船は、揚網中に網が塊となって上がってくることは時々あり、網が塊となって落下することはあったものの、乗組員が負傷することはなかった。</p>

	<p>甲板員 A は、本船に平成 29 年 1 月から乗船し、それまで約 10 年間小型漁船に乗った経験があった。</p> <p>甲板員 A は、本事故当時、ヘルメット、カッパ及び救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、金華山東方沖において、揚網作業中、甲板員 A が、巻取クレーンの直下で揚収した網の整理をしていた際、揚網中に塊状になった網が巻取クレーンから甲板員 A の頭上に落下したことから、網が甲板員 A の頭部を強打して負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、金華山東方沖において、揚網作業中、甲板員 A が、巻取クレーンの直下で揚収した網の整理をしていた際、揚網中に塊状になった網が巻取クレーンから甲板員 A の頭上に落下したため、網が甲板員 A の頭部を強打したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本事故発生後、船舶所有者は、安全マニュアルを策定し、所有している各船に配布して、遵守を徹底するように教育を行った。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板上で作業するときは、周囲の安全状況を確認すること。 ・作業を指揮する者は、作業の状況に気を付けること。 ・クレーンなどにより吊り上げられた物の下には近付かないこと。

写真1 後部甲板



写真2 甲板員Aの配置



写真3 揚網作業状況

